

(別紙)

物件目録

- 一 大阪府岸和田市小松里町一〇六番地四「カラオケケントス」店舗内に設置された通信カラオケ機器一式(受信・再生・配信装置)、リモコン装置、アンプ、コマンダー、モニターテレビ、マイク、スピーカー等のカラオケ関連機器一式
- 二 大阪府阪南市自然田三一五番地三「カラオケレストランドルフイン」店舗内に設置された通信カラオケ機器一式(受信・再生・配信装置)、レーザーディスク、レーザーディスクプレーヤー、リモコン装置、アンプ、オートチェンジャー、コマンダー、モニターテレビ、マイク、スピーカー等のカラオケ関連機器一式

(別紙)

遅延損害金目録 1

下記元本欄記載の各金員に対する起算日欄記載の各年月日から支払済みに至るまで、いずれも年五分の割合による金員

元本 (円)	起算日
94,760	平成 2 年 12 月 1 日
94,760	平成 3 年 1 月 1 日
94,760	平成 3 年 2 月 1 日
94,760	平成 3 年 3 月 1 日
94,760	平成 3 年 4 月 1 日
94,760	平成 3 年 5 月 1 日
94,760	平成 3 年 6 月 1 日
94,760	平成 3 年 7 月 1 日
94,760	平成 3 年 8 月 1 日
94,760	平成 3 年 9 月 1 日
94,760	平成 3 年 10 月 1 日
94,760	平成 3 年 11 月 1 日
94,760	平成 3 年 12 月 1 日
94,760	平成 4 年 1 月 1 日
94,760	平成 4 年 2 月 1 日
94,760	平成 4 年 3 月 1 日
94,760	平成 4 年 4 月 1 日
94,760	平成 4 年 5 月 1 日
94,760	平成 4 年 6 月 1 日
94,760	平成 4 年 7 月 1 日
94,760	平成 4 年 8 月 1 日
94,760	平成 4 年 9 月 1 日
94,760	平成 4 年 10 月 1 日
94,760	平成 4 年 11 月 1 日
94,760	平成 4 年 12 月 1 日
94,760	平成 5 年 1 月 1 日
94,760	平成 5 年 2 月 1 日
94,760	平成 5 年 3 月 1 日
94,760	平成 5 年 4 月 1 日
94,760	平成 5 年 5 月 1 日
94,760	平成 5 年 6 月 1 日
94,760	平成 5 年 7 月 1 日
94,760	平成 5 年 8 月 1 日
94,760	平成 5 年 9 月 1 日
94,760	平成 5 年 10 月 1 日
94,760	平成 5 年 11 月 1 日

94,760	平成5年12月1日
94,760	平成6年1月1日
94,760	平成6年2月1日
94,760	平成6年3月1日
94,760	平成6年4月1日
94,760	平成6年5月1日
94,760	平成6年6月1日
94,760	平成6年7月1日
94,760	平成6年8月1日
94,760	平成6年9月1日
94,760	平成6年10月1日
94,760	平成6年11月1日
94,760	平成6年12月1日
94,760	平成7年1月1日
94,760	平成7年2月1日
94,760	平成7年3月1日
94,760	平成7年4月1日
94,760	平成7年5月1日
94,760	平成7年6月1日
94,760	平成7年7月1日
94,760	平成7年8月1日
94,760	平成7年9月1日
94,760	平成7年10月1日
94,760	平成7年11月1日
94,760	平成7年12月1日
94,760	平成8年1月1日
94,760	平成8年2月1日
94,760	平成8年3月1日
94,760	平成8年4月1日
94,760	平成8年5月1日
94,760	平成8年6月1日
94,760	平成8年7月1日
94,760	平成8年8月1日
94,760	平成8年9月1日
94,760	平成8年10月1日
94,760	平成8年11月1日
94,760	平成8年12月1日
94,760	平成9年1月1日
94,760	平成9年2月1日
94,760	平成9年3月1日
94,760	平成9年4月1日
72,640	平成9年5月1日

(別紙)

遅延損害金目録 2

下記元本欄記載の各金員に対する起算日欄記載の各年月日から支払済みに至るまで、いずれも年五分の割合による金員

元本 (円)	起算日
16,480	平成 7 年 5 月 1 日
98,880	平成 7 年 6 月 1 日
98,880	平成 7 年 7 月 1 日
98,880	平成 7 年 8 月 1 日
98,880	平成 7 年 9 月 1 日
98,880	平成 7 年 10 月 1 日
98,880	平成 7 年 11 月 1 日
98,880	平成 7 年 12 月 1 日
98,880	平成 8 年 1 月 1 日
98,880	平成 8 年 2 月 1 日
98,880	平成 8 年 3 月 1 日
98,880	平成 8 年 4 月 1 日
98,880	平成 8 年 5 月 1 日
98,880	平成 8 年 6 月 1 日
98,880	平成 8 年 7 月 1 日
98,880	平成 8 年 8 月 1 日
98,880	平成 8 年 9 月 1 日
98,880	平成 8 年 10 月 1 日
98,880	平成 8 年 11 月 1 日
98,880	平成 8 年 12 月 1 日
98,880	平成 9 年 1 月 1 日
98,880	平成 9 年 2 月 1 日
98,880	平成 9 年 3 月 1 日
98,880	平成 9 年 4 月 1 日
77,280	平成 9 年 5 月 1 日

(別紙)

遅延損害金目録 3

下記元本欄記載の各金員に対する起算日欄記載の各年月日から支払済みに至るまで、いずれも年五分の割合による金員

元本 (円)	起算日
46,060	平成 9 年 5 月 1 日
197,400	平成 9 年 6 月 1 日
197,400	平成 9 年 7 月 1 日
197,400	平成 9 年 8 月 1 日
364,530	平成 9 年 9 月 1 日
444,150	平成 9 年 10 月 1 日
444,150	平成 9 年 11 月 1 日
444,150	平成 9 年 12 月 1 日
444,150	平成 10 年 1 月 1 日
444,150	平成 10 年 2 月 1 日
444,150	平成 10 年 3 月 1 日
444,150	平成 10 年 4 月 1 日
444,150	平成 10 年 5 月 1 日
444,150	平成 10 年 6 月 1 日
444,150	平成 10 年 7 月 1 日
444,150	平成 10 年 8 月 1 日
444,150	平成 10 年 9 月 1 日
444,150	平成 10 年 10 月 1 日
444,150	平成 10 年 11 月 1 日
444,150	平成 10 年 12 月 1 日
444,150	平成 11 年 1 月 1 日
444,150	平成 11 年 2 月 1 日
444,150	平成 11 年 3 月 1 日
444,150	平成 11 年 4 月 1 日
444,150	平成 11 年 5 月 1 日
444,150	平成 11 年 6 月 1 日
444,150	平成 11 年 7 月 1 日
444,150	平成 11 年 8 月 1 日
444,150	平成 11 年 9 月 1 日
444,150	平成 11 年 10 月 1 日
444,150	平成 11 年 11 月 1 日
226,800	平成 11 年 12 月 1 日

(別紙)

遅延損害金目録 4

金八四九万二〇六〇円のうち、

各金九万四七六〇円に対する平成二年一月一日から平成九年三月一日まで各月一日から、金七万〇三〇〇円に対する平成九年四月一日から、いずれも支払済みに至るまで年五分の割合による金員

(別紙)

遅延損害金日録 5

金一四七九万六〇一〇円のうち、

金二万四四五〇円に対する平成九年四月一日から、金一二万〇一二〇円に対する平成九年五月一日から、各金一九万七四〇〇円に対する平成九年六月一日から平成九年八月一日まで各月一日から、金三六万四五四〇円に対する平成九年九月一日から、各金四四万四一五〇円に対する平成九年一〇月一日から平成一一年一一月一日まで各月一日から、金二二万六八〇〇円に対する平成一一年一二月一日から、いずれも支払済みまで年五分の割合による金員

(別紙)

遅延損害金目録 6

金二七二万八〇〇〇円のうち、

金一万六四八〇円に対する平成七年五月一日から、各金九万八八八〇円に対する平成七年六月一日から平成九年四月一日まで各月一日から、金七万七二八〇円に対する平成九年五月一日から、いずれも支払済みに至るまで年五分の割合による金員

(別紙1)

「カラオケ ケントス」の使用料算定

(ビデオカラオケ、1部屋の定員が10名までの部屋21室、1部屋の定員が10名を超え30名までの部屋1室)

①平成2年11月1日から平成9年3月31日までの月額使用料 $(4,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.03$ (消費税3%加算) = 94,760円

②平成9年4月1日から平成9年8月10日までの月額使用料 $(4,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.05$ (消費税5%加算) = 96,600円

③平成9年8月11日から平成11年10月31日までの月額使用料 $(9,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 18,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.05$ (消費税5%加算) = 217,350円

(③-2 平成9年8月分 按分計算により金178,390円)

(1)被告金田健の経営時期の使用料額

(平成2年11月1日から平成9年3月23日まで)

平成2年11月1日から平成9年2月28日まで

金94,760円×76か月＝金7,201,760円

平成9年3月1日から同月23日まで 金70,300円

以上小計 金7,272,060円

弁護士費用相当損害金 122万円

(2)被告裕翔開発の経営時期の使用料額

(平成9年3月24日から平成11年10月31日まで)

平成9年3月24日から同月31日まで 金24,450円

平成9年4月1日から平成9年7月31日まで

金96,600円×4か月＝金386,400円

平成9年8月分 金178,390円

平成9年9月1日から平成11年10月31日まで

金217,350円×26か月＝5,651,100円

以上小計 金6,240,340円

弁護士費用相当損害金 90万円

(別紙2)

「カラオケレストラン ドルフィン」の使用料算定

(ビデオカラオケ、1部屋の定員が10名までの部屋20室、1部屋の定員が10名を超え30名までの部屋2室)

①平成7年4月26日から平成9年3月31日までの月額使用料 $(4,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 室}) \times 1.03$ (消費税3%加算) = 98,880円

②平成9年4月1日から平成9年8月10日までの月額使用料 $(4,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 室}) \times 1.05$ (消費税5%加算) = 100,800円

③平成9年8月11日から平成11年6月30日までの月額使用料 $(9,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 室} + 18,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 室}) \times 1.05$ (消費税5%加算) = 226,800円

(③-2 平成9年8月分 按分計算により金186,150円)

(1)被告カネタカ興産の経営時期の使用料額

(平成7年4月26日から平成9年4月23日まで)

平成7年4月26日から同月30日まで 金16,480円

平成7年5月1日から平成9年3月31日まで

金98,880円 $\times$ 23か月 = 金2,274,240円

平成9年4月1日から同月23日まで 金77,280円

以上小計金2,368,000円

弁護士費用相当損害金 36万円

(2)被告裕翔開発の経営時期の使用料額

(平成9年4月24日から平成11年11月30日まで)

平成9年4月24日から同月30日まで 金23,520円

平成9年5月1日から平成9年7月31日まで

金100,800円 $\times$ 3か月 = 金302,400円

平成9年8月分 金186,150円

平成9年9月1日から平成11年11月30日まで

金226,800円 $\times$ 27か月 = 金6,123,600円

以上小計金6,635,670円

弁護士費用相当損害金102万円

(別紙3)

本件第一店舗の使用料算定

1 月額使用料相当額 (定員10名まで21室、定員11～30名まで1室、ビデオカラオケ)

- (1) 平成2年11月1日～平成9年3月31日まで $(4,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.03 = 94,760 \text{ 円}$
- (2) 平成9年4月1日～平成9年8月10日まで $(4,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.05 = 96,600 \text{ 円}$
- (3) 平成9年8月11日～平成11年10月31日まで $(9,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 室} + 18,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 室}) \times 1.05 = 217,350 \text{ 円}$

2 被告金田健の経営時期の使用料額 (平成2年11月1日～平成9年3月23日、原告の主張に従い、各月の使用料について10円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。)

- (1) 平成2年11月1日～平成9年3月31日 $94,760 \text{ 円/月} \times 77 \text{ か月} = 7,296,520 \text{ 円}$
- (2) 平成9年4月1日～同月23日 $94,760 \text{ 円/月} \times 23/30 \text{ か月} = 72,649 \text{ 円} \rightarrow 72,640 \text{ 円}$

合計 7,369,160 円

3 被告裕翔開発の経営時期の使用料額 (平成9年4月24日～平成11年10月31日、原告の主張に従い、各月の使用料について10円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。)

- (1) 平成9年4月24日～同月30日 $96,600 \text{ 円/月} \times 7/30 \text{ か月} = 22,540 \text{ 円}$
- (2) 平成9年5月1日～平成9年7月31日 $96,600 \text{ 円/月} \times 3 \text{ か月} = 289,800 \text{ 円}$
- (3) 平成9年8月1日～同月31日 $(96,600 \text{ 円/月} \times 10/31 \text{ か月}) + (217,350 \text{ 円/月} \times 21/31 \text{ か月}) = 178,398 \text{ 円}$
 $\rightarrow 178,390 \text{ 円}$
- (4) 平成9年9月1日～平成11年10月31日 $217,350 \text{ 円/月} \times 26 \text{ か月} = 5,651,100 \text{ 円}$

合計 6,141,830 円

(別紙4)

本件第二店舗の使用料算定

1 月額使用料相当額 (定員 10 名まで 20 室、定員 11 ～ 30 名まで 2 室、ビデオカラオケ)

- (1) 平成 7 年 4 月 26 日～平成 9 年 3 月 31 日 $(4,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 室}) \times 1.03 = 98,880 \text{ 円}$
- (2) 平成 9 年 4 月 1 日～平成 9 年 8 月 10 日 $(4,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 室} + 8,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 室}) \times 1.05 = 100,800 \text{ 円}$
- (3) 平成 9 年 8 月 11 日～平成 11 年 11 月 31 日 $(9,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 室} + 18,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 室}) \times 1.05 = 226,800 \text{ 円}$

2 被告カネタカ興産の経営時期の使用料額 (平成 7 年 4 月 26 日～平成 9 年 4 月 23 日)

- (1) 平成 7 年 4 月 26 日～同月 30 日 $98,880 \text{ 円/月} \times 5/30 \text{ か月} = 16,480 \text{ 円}$
- (2) 平成 7 年 5 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日 $98,880 \text{ 円/月} \times 23 \text{ か月} = 2,274,240 \text{ 円}$
- (3) 平成 9 年 4 月 1 日～同月 23 日 $100,800 \text{ 円/月} \times 23/30 \text{ か月} = 77,280 \text{ 円}$

合計 2,368,000 円

3 被告裕翔開発の経営時期の使用料額 (平成 9 年 4 月 24 日～平成 11 年 11 月 30 日、原告の主張に従い、各月の使用料について 10 円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。)

- (1) 平成 9 年 4 月 24 日～平成 9 年 4 月 30 日 $100,800 \text{ 円/月} \times 7/30 \text{ か月} = 23,520 \text{ 円}$
- (2) 平成 9 年 5 月 1 日～平成 9 年 7 月 31 日 $100,800 \text{ 円/月} \times 3 \text{ か月} = 302,400 \text{ 円}$
- (3) 平成 9 年 8 月 1 日～同月 31 日 $(100,800 \text{ 円/月} \times 10/31 \text{ か月}) + (226,800 \text{ 円/月} \times 21/31 \text{ か月}) = 186,155 \text{ 円}$
 $\rightarrow 186,150 \text{ 円}$
- (4) 平成 9 年 9 月 1 日～平成 11 年 11 月 30 日 $226,800 \text{ 円/月} \times 27 \text{ か月} = 6,123,600 \text{ 円}$

合計 6,635,670 円